

国際課税のケース・スタディ

外国法人が支払う社債の利子についての課税

〔事例〕

外国法人A社は、同社の日本支店のための資金として社債を募集した。この社債の利子は本店が支払い、その後に日本支店にチャージして、日本支店の損金として処理される。この利子に対する課税はどうなるか。

〔ポイント〕

1. 国内法による利子の所得源泉規定
2. 内部利子の取扱い
3. 租税条約による利子の所得源泉規定

〔解説〕

1 国内法による利子の所得源泉規定

国内法上、国内源泉所得とされる利子から生ずる所得は以下のように分類され、それぞれの所得源泉ルールが定められている（法第138条）。

〈1号所得〉

国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得

例えば居住者に対する非営業用貸付金債権に係る利子がこれに該当する。

〈4号所得〉

所得税法上利子所得とされる、公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託及び公社債投資信託の収益の分配に係る所得のうち、

(1) 日本国の国債若しくは地方債又は内国法人の発行する債券の利子

(2) 国内にある営業所に預け入れられた預貯金の利子

(3) 国内にある営業所に信託された合同運用信託又は公社債投資信託の収益の分配

〈6号所得〉

国内において業務を行う者に対する貸付金で、当該国内において行う業務に係るもの利子

ただし、この貸付金のうち、売掛金債権及びその対価の決済に關し金融機関が有する債権で、その履行期間が6カ月を超えないものに係る利子は含まれない（法令180①）。

また、船舶又は航空機の購入のための貸付金については、居住者又は内国法人に対して提供された貸付金のみが該当し、非居住者及び外国法人に対する貸付金はこれに該当しない（法令180③）。

〈10号所得〉

国内にある営業所等が受け入れ等をした金融類似商品に係る給付補てん金、利息等

例えば、国内にある営業所を通じて締結された抵当証券に係る契約にもとづく利息がこれに該当する。

2 内部利子の取扱い

内部利子とは、本支店間又は支店相互間における資金の貸借に伴い計上される利子をいう。例えば外國法人が本店の事業資金を国内にある支店の事業の用に供する場合、このような本支店間における金銭の貸借に基づいて支店において本店に対する支払利子を計上することとなるが、このような利子を内部利子と称している。内部利子は、原

則として当該事業所得の計算から除外することとされている（法令176③二、法基通20-1-5）。

しかしながら、支店等に提供された資金が国外に所在する本店等において他から借入等をしたもので、その資金がストレートに支店に供与される場合のようないわゆる「ひもつき」融資に係る利子については、これを支店の損金とすることが認められている。

ただ、この場合には、支店における当該利子についての損金算入が認められるが、一方当該利子の支払いについてわが国の源泉徴収課税が行われる。

また、銀行業の場合、他の事業法人と異なり支払利子がコスト（原価）として認識されること、また実際上調達資金を「ひもつき」でとらえることが困難なため、実務上、一定の条件のもとにロイターレートによる支払利子の計上が認められている。

3 租税条約による利子の所得源泉規定

国内法上、利子から生ずる所得は、前記各号の所得に区分されるが、租税条約では広義に利子を定義している。

例えば、OECD モデル条約によれば、利子とはすべての種類の信用に係る債権から生じた所得をいい、特に、公債、債券又は社債から生じた所得というと定義されている。そして、利子の所得源泉は、原則として利子の支払者の居住地国にあるとする債務者主義を探っている。また、債務が恒久的施設の行う事業に関連して生じ、当該利子がその恒久的施設により負担される場合は、その利子は債務者の居住地国ではなく、恒久的施設が所居する締約国に源泉があるものとされる（同条約11）及び⑤）。

わが国が締結した租税条約もおおむねこの OECD モデル条約に沿った規定を置いている。

〔検討〕

1 債券等の利子

公社債のうち、日本国債若しくは地方債又は内国法人の発行する債券の利子は国内源泉所得であるが、外国法人の発行する社債の利子は債務者が外国法人であるため国内法の4号所得に該当せず、国外源泉所得として取り扱われることになる。

2 内部利子

近年、企業の資金調達手段が多様化し、各 国企業もユーロ市場等で社債を発行している。従って、国外本店が多数の資金調達方法の一環として社債を発行し、本店の事業資金としていたものを日本支店に貸し付けた場合は内部利子の問題が生ずることとなる。しかし、当該社債の発行による資金が日本支店の事業の用に供されることが明らかである場合には、「ひもつき」資金に係る利子として損金算入が認められる。

3 租税条約による所得源泉の置換え

本事例の社債は外国法人が発行するものであるため、その支払利子は国内法上国外源泉所得とされるが、租税条約締結国との間では、条約による所得源泉規定が優先適用される。

本事例では、当該外国法人が日本に恒久的施設を有し、債務がその恒久的施設の事業に関連して生じ、その利子は恒久的施設の所得算定上、損金に算入されることから、OECD モデル条約と同様の利子の所得源泉規定を有する条約締約国との間では、恒久的施設の所在地国である日本に所得源泉があることになり、当該支払利子が非居住者又は外国法人に対しなされる場合には、原則として所得税の源泉徴収を要することとなる（所法212①及び②）。

（税理士 小沢 進）